

新型コロナウイルス感染症対策に関する追加緊急提案（兵庫県）

I 新型インフルエンザ等対策特別措置法

1 緊急事態宣言の継続・解除の基準明示等

- (1) 緊急事態宣言は国民生活に大きな影響を与えることから、感染拡大状況や医療体制など専門的知見に基づき、できる限り早期に、終了又は延長の判断を行うこと。
- (2) 緊急事態に応じた効果的な対策実施のため、各自治体が予見性を持って対策を進められるよう、緊急事態宣言継続・解除の時期や区域などの基準をあらかじめ示すこと。
- (3) 感染状況に応じた対策(学校での活動、屋外活動、少人数会合等)を示すこと。

2 休業要請の手続き明確化、実効性の向上等

- (1) 特定都道府県知事として第45条第2項に基づき要請する場合、国の基本的対処方針において、まず、第24条第9項に基づく協力の要請を業種や類型ごとに行うこととされている。

しかし、特措法上、第24条第9項の協力要請は、第45条2項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来は異なるものである。

このため、特定都道府県知事として、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。

- (2) 第45条第2項の要請を機動的に行えるよう、国との事前協議を廃止すること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条の規定による要請や公表を行っても、なお営業を継続する事業者が存在しているため、罰則適用の対象とするなど、法制度も含め、早急に実効性を担保する措置を講じること。
- (4) 法に基づく協力や要請に応じた者に対する補償・支援について、法に位置づけ、国の財源措置のもと行うこと

3 大型連休中の行動変容に関する広報

国民の行動変容を強く促すよう、テレビや新聞、ホームページ、インターネットの検索連動型広告やディスプレイ広告等を使って、これまで以上に積極的かつ大々的な政府広報を実施すること。

あわせて、交通事業者等にも呼びかけを行うこと。

4 学校の臨時休業に伴う対応等

- (1) 国の責任において、学校の臨時休業や再開の基準・ガイドラインを示すこと。
- (2) ICTを活用したオンライン学習やNHKなどテレビを活用した学習機会を確保すること。
- (3) 家庭学習に必要な教材作成・環境整備・郵送費等への支援や、教員・学習指導員等の支援を拡充すること。
- (4) 土曜日や長期休業期間の活用など教育課程の弾力的な編成、受験及び就職に関する配慮事項等について早急に検討すること。
- (5) 9月入学制については、新型コロナウイルス感染症対策の一環として検討するものではなく、就職の時期や行政・企業の会計年度なども含めて社会に幅広い影響を及ぼすものであり、様々な見地から各界各層を交え検討を要する国家的重要課題であるため、慎重を期すこと

Ⅱ 事業者・生活に困窮している者への支援

1 地方創生臨時交付金・緊急包括支援交付金の増額等

- (1) 緊急事態宣言の期間やこれに伴う事業者への休業要請が延長された場合、今般の補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の金額では不足することが強く懸念されるため、補正予算に計上されている予備費の活用に加え、追加の経済対策を躊躇なく講じることにより、交付金の総額を大幅に増額すること。
あわせて、基金の造成により年度間流用を可能とするなど、柔軟な制度設計を行うこと。
- (2) 補正予算に計上された各事業について、周知徹底を図るとともに、対象経費など事業内容の速やかな提示と、提出書類や申請手続き、審査の簡素化を図ること。
- (3) 地方公共団体が実施する緊急事態措置に協力した事業者等に対する協力金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすること。
- (4) 感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起はもとより、外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置についても検討すること。

2 事業継続への支援

- (1) 事業継続のために最も必要な重要なことは、資金繰り対策である。中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、さらなる融資上限の引き上げなど、支援の充実を図ること。
- (2) 持続化給付金については、売上げ要件などの支給要件緩和により対象者の大幅な拡充を図るとともに、複数回支給など支援の充実を図ること。
あわせて、原則としてオンラインとなっている申請手続きについて、オンライン申請に不慣れた中小零細企業・事業者にも配慮し、郵送等による手続きも可能とすること。
- (3) 収入が減少した事業者にとって家賃は固定費として大きな負担であり、事業継続に向けて切実な障壁となっていることから、家賃の軽減等を行う法的措置の制度化や支援制度の創設を早急に実施すること。

3 雇用の維持に対する支援

- (1) 雇用調整助成金は、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができず、また、相談窓口も非常に混雑しており、事業者への助成金交付に時間を要している。
このため、中小企業の資金繰り支援の観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、休業実績一覧表の確認書類(手当支払いを証するもの)を後日提出とすること。あわせて、上限額の引き上げを行うこと
また、相談窓口の体制を大幅に増強するなど、迅速な支給のための改善措置を講じること。
- (2) 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職しなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置を今回も適用すること。
- (3) 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、離職者や内定取消者等を会計年度任用職員として採用する地方公共団体が相次いでいる。
さらなる雇用の受け皿を確保するためにも、リーマンショック後に設けられた緊急雇用創出事業を創設すること。

4 農林水産事業者への支援

農畜産物の消費が低迷しているため、各家庭において地元産物を購入し地産地消を進めるなど、国としても支援を強く呼びかけること。

5 生活に困っている方への支援

- (1) 特別定額給付金(仮称)を早期に支給できるよう、システム改修などの費用負担も含め早急に対策を講じること。
- (2) 障がい者、高齢者、子ども、アルバイト収入がなくなっている学生等に対して、国の責任においてきめ細かな支援を行うこと。

Ⅲ 医療・検査体制等の充実

1 治療法等の早期確立

- (1) 社会的不安の解消のため、特効薬やワクチンの早期開発・実用化に向けて、新薬研究を支援し、医療機関において適切な診療が受けられる体制を構築すること。
あわせて、簡易検査キットを早期に実用化すること。
- (2) アビガン等の治療薬の実用化に向けた治験データを早期に取りまとめ、その効果を医療従事者と情報共有するとともに、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることから、国民の理解のもと医療機関での積極的使用を促進すること。
あわせて、海外での販売・使用実績などを前提とする新薬の特例承認制度について、弾力的な運用を行うこと。

2 医療機関への支援の充実

- (1) 重症・中等症の患者を受け入れた医療機関に支払われる診療報酬の増額が行われたが、さらなる診療報酬の特例措置を講じること
- (2) 空床確保のため、実態と大きく乖離している国庫補助単価を大幅に拡充するとともに、病棟単位での確保や感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟・外来診療も対象とすること。
- (3) 医療現場で支障が生じているマスクや消毒液、防護服等の医療物資の調達・供給については、引き続き国の責任において速やかに、かつ確実にを行うこと。
あわせて、調達状況等に関する情報提供を適宜行うこと。

3 院内感染の防止対策の強化

- (1) 医療機関において、一般患者が入院後に新型コロナを発症し、院内感染が生じている事例がある。一般患者についても必要な患者にはPCR検査を受検できるよう、国として、検査機器や検査試薬の確保などに取組むこと。
- (2) 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 クラスター班で調査した結果を速やかに取りまとめ、最新の知見に基づいた動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。
あわせて、上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援体制を構築すること。
- (3) 無症状者からも感染がおりうることを踏まえ、妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。

4 医療従事者への支援の充実

- (1) 感染リスクにさらされる医療従事者に危険手当などの支援を行うとともに、医療事業者に対する風評被害防止のための国民的な啓発を行うこと。
- (2) 患者に対応する医療従事者の通勤負担の軽減と疲労回復のため、病院近くの宿泊施設に宿泊するための財政的支援を行うこと。

5 実効性ある感染拡大防止対策の推進

- (1) 感染が確認された患者情報は、感染症法に基づき医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、都道府県が地域の総合調整を行えるよう、入院患者に対するPCR検査件数を含め、患者情報を集約するシステムを構築すること。
- (2) 感染者の早期発見・隔離、行動履歴・濃厚接触者追跡調査により、感染封じ込めを徹底して行えるよう、保健所への情報提供の義務づけや財政措置の充実など、効果的な対策を講じること。
- (3) 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動履歴の調査、自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発しているため、実効性を担保するための法的措置を設けるなど、改善を図ること。
- (4) 軽症者については、自宅療養では症状の急変への対応が遅れることがあることを踏まえ、宿泊施設での療養が基本であることを改めて国民に広く周知すること。
- (5) 国の責任における抗体検査を早急に実施すること。

6 社会福祉施設への支援の充実

高齢者や障害者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止対策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。

このため、感染防止対策や代替サービスの提供などに取り組む施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。

7 風評被害の防止と個人情報保護の徹底

感染者やその家族の個人情報の追求や、SNS等による拡散のおそれは深刻であり、感染を拡げないようにするための疫学調査の実施にも支障を来している状況である。

こうした現状を踏まえ、国において、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を、法的措置を含め講じること。